

二本松市社会福祉協議会  
移送サービス車貸与事業実施要綱

〔平成17年12月1日〕  
規則第5号

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人二本松市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、市民の在宅福祉の充実を目的として実施する、移送サービス車貸与事業における車イス仕様車両（以下「車両」という。）の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者及び貸与者の範囲)

第2条 この事業の利用対象者は二本松市に居住する要介護状態等の者とし、以下の各号のいずれかに該当し二本松市に住所を有する者に貸与する。その他本会会長（以下「会長」という。）が必要と認める団体及び個人

- (1) 要介護者を介護する家族又は親族
- (2) 障がいがあり移動困難な者を介護する家族又は親族

(利用目的)

第3条 車両の貸出しを受けることのできる用務は、次のとおりとする。

- (1) 医療機関及び公的機関への外出
- (2) 公共団体、社会福祉団体等が行う研修会、講習会等への参加のための外出
- (3) 買い物、行楽等のための外出
- (4) その他会長が貸出理由として適当と認める外出

(利用できる地域)

第4条 車両の利用できる地域は、原則として二本松市、福島市、郡山市、本宮市、大玉村とする。ただし、会長が認めた場合は地域を越えて使用できるものとする。

2 高速道路の使用は禁止する。

(利用料等)

第5条 車両の使用料は無料とする。ただし、燃料については貸与を受けた者の負担とする。

(貸与の期間)

第6条 貸与の期間は、2日以内を原則とし、必要に応じ貸与期間を延長することができるものとする。

(貸与日時等)

第7条 この事業は、12月29日から翌年1月3日は休業とする。

2 車両の貸与時間は原則として本会の就業時間内とする。ただし、緊急の場合及び、やむを得ない事情等がある場合で会長が認めた場合はこの限りでない。

(貸与の許可申請)

第8条 貸与を受けようとする者は、貸与を受けようとする日の3日前までに、移送サービス車貸与許可申請書兼誓約書（様式第1号）に運転者の自動車運転免許証の写しを添付して、会長あてに提出しなければならない。

2 申請書は、本会本所及び支所で受け付ける。

(貸与の許可)

第9条 会長は、車両の貸与を許可したときは、移送サービス車貸与許可決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(車両の借受け及び返還)

第10条 貸与を受けた者は、車両の保管場所まで借受けに来るものとする。

2 貸与を受けた者が車両の使用を終えたときは、洗車し、直ちに係員の点検を受け、返還するものとする。

(厳守事項)

第11条 車両の貸与を受ける者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 車両の運転は、許可申請時に届け出た者とする。
- (2) 車両の運転者（以下「運転者」という。）は、普通自動車運転免許証を有して3年以上の者で現在、免許停止等の処分中でないこと。
- (3) 道路交通法を厳守し、安全運転に心がけること。
- (4) その他、健康上等、運転に支障がないこと。

(事故報告及び事故責任)

第12条 貸出し中に運転者が交通事故を起こした場合は（車両に損害を与えた場合も含む）速やかに本会に連絡するとともに、事故報告書（様式第3号）により報告するものとする。

- 2 貸出し中に運転者が起こした事故等については、運転者が全責任を負うものとする。
- 3 本会が、運転者に代わり運転者の負担すべき損害額を支払ったときは、運転者は直ちに、その支払額を本会に弁償するものとする。
- 4 交通事故以外で車両をき損し、又は亡失したときは、運転者の責任において現状に復し、又は本会に対し損害賠償を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。